

建設業法（以下、「法」という）では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場ごとに、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の設置を義務付けています。

真岡市が発注する工事についても、次の事項に十分留意し、適正な施工管理に努めてください。

以下、法令において、令は「建設業法施行令」、規則は「建設業法施行規則」を示します。

本基準に記載の請負代金額及び予定価格については、全て税込みとなります。

※本基準は建設業法等の一部改正（令和6年12月13日施行【専任等要件見直し】及び令和7年2月1日施行【専任等の金額要件見直し】）を反映しています。

第1 真岡市発注工事における配置予定技術者等について

- 1 営業所技術者等（営業所技術者・特定営業所技術者） ※旧称：営業所専任技術者
許可基準（法第7条第2号、第15条第2号）
技術者の設置等（法第26条第3項、令第27条、令第28条、規則第17条の3）
営業所技術者等に関する主任及び監理技術者の特例（法第26条の5、規則第17条の5）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ◆ 営業所技術者等は、建設工事に関する請負契約の適正な締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者として置かれるもので、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められていることから原則、工事現場ごとに専任を要する主任技術者若しくは監理技術者にはなれません。（注：常駐を求めている現場代理人を兼任することは好ましくありません。なお、栃木県の場合は兼任を認めていません。）

ただし、営業所技術者等は、次の条件を満足する場合に限り、営業所技術者は主任技術者の職務を特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができます。

なお、兼任する場合は、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであることが必要なので、**別紙1**「主任技術者実務経験経歴書」を提出してください。

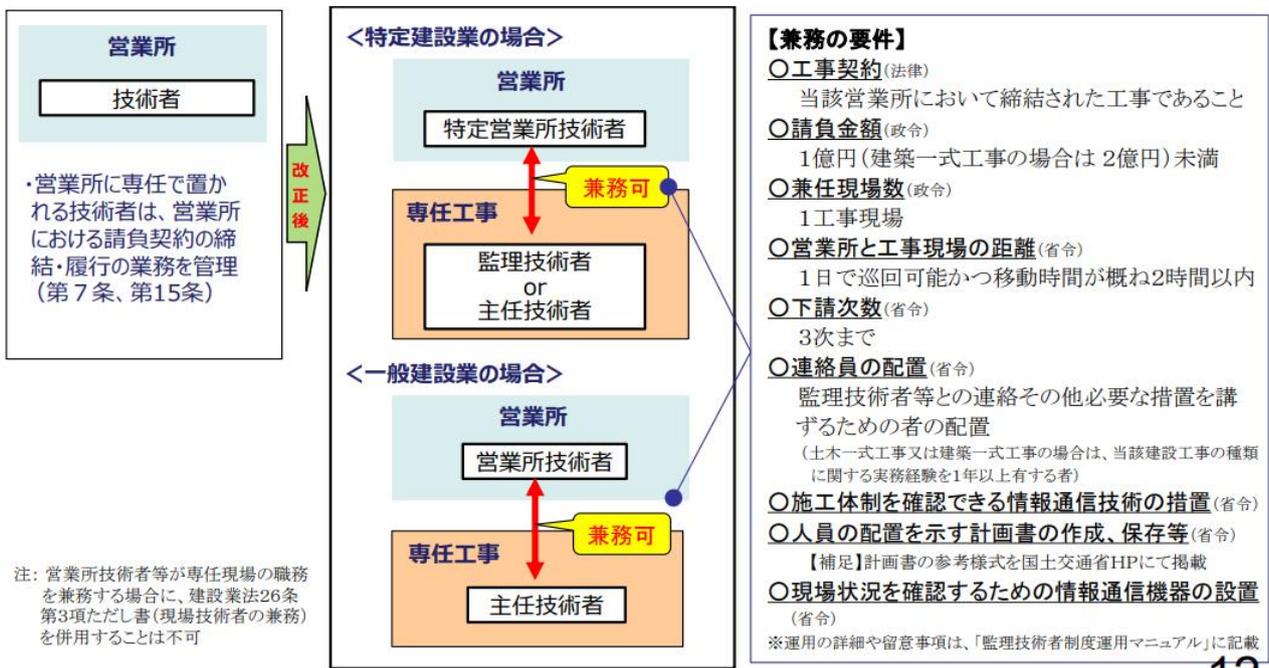
また、**別紙2**「営業所技術者等と専任を要する主任技術者（監理技術者）兼任（変更）通知書」を提出してください。

- ◆ 兼任要件を満たしているかの確認については、現場着手時点において施工体制の点検を行います。
- ◆ 国土交通省通知により営業所技術者は建設業法において、その営業所ごとに専任の者として置く、とされており、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業

所技術者が当該工事の現場における主任技術者（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。）となった場合についても「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

- ◆ 専任特例（法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）第3項ただし書き）を活用する場合は除きます。また、1）～3）の併用はできません。
- ◆ 連絡員は他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所技術者、現場代理人の連絡員及び代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）でない者から選任してください。

<国土交通省資料より抜粋>



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

1) 専任である請負代金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の建設工事

（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）

※次のアからコの全てを満たすことが条件

- ア 当該営業所で契約した建設工事であること。
- イ 兼ねられる工事は1であること。
- ウ それぞれの工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- エ 営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- オ 下請次数が3を超えていないこと。（3次下請まで）
- カ それぞれの工事現場に連絡員を配置すること。ただし、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員（現場代理人の連絡員は除く。）を兼任することは可能。
連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必須ではないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと。
- キ 当該工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確

認できるものとし、CCUS（建設キャリアアップシステム）又はCCUSとAPI連携（ソフトウェアの一部機能を共有する仕組み）したシステム（就業履歴データ登録標準API連携認定システム一覧参照）であることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能とする。

ク 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
なお、電磁的方法によることも可能である。

- ・当該建設業者の名称及び所在地
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名及び所属する営業所の名称
- ・主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- ・当該建設工事の名称及び工事現場の所在地及び当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称
- ・当該建設工事の内容（法別表第1上段の建設工事の種類）
- ・当該建設工事の請負代金の額
- ・工事現場間の移動時間
- ・下請次数
- ・連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載が必要）
- ・施工体制を把握するための情報通信技術
- ・現場状況を把握するための情報通信機器

ケ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも可）

コ 所属建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 非専任である請負代金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の建設工事

（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）

（営業所における専任の技術者の取扱いについて：平成15年4月21日付国総建第18号）

※次のアからウの全てを満たすことが条件

ア 当該営業所で契約した建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（当該営業所が真岡市内にあること。）

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 2) の場合以外

1) の要件を全て満たすこと。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者）を置かなければなりません。

※なお、真岡市では現場の技術水準を確保すべく、予定価格 7,000 万円以上の建設工事については、下請金額の大小にかかわらず特定建設業の許可を求めるとともに、原則として監理技術者の資格を有する技術者の配置を義務付けます。

(1) 主任技術者（法第 7 条、法第 26 条第 1 項）

建設工事を施工する場合は、金額の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

- ◆ 主任技術者は、法第 26 条の 4 第 1 項に基づき、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

※実務経験により主任技術者を配置する場合は、**別紙 1**「主任技術者実務経験経歴書」を一般競争入札の入札参加資格確認資料提出時及び契約時に提出してください。

(2) 監理技術者（法第 15 条、法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

- ◆ 監理技術者は、主任技術者の職務（法第 26 条の 4 第 1 項）に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。
- ◆ 発注者から請求があったときは「監理技術者資格者証」を提示する義務があり、常時これを携帯している必要があります。また、「監理技術者講習修了履歴」についても修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付する必要があります。
講習を修了した日から 5 年を経過することのないように監理技術者講習を受講しなければなりません。
- ◆ 工事受注段階において、下請契約の予定額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を超えるかどうか流動的な場合は、工事途中で技術者の変更が生じないように、監理技術者の資格を有する者を当初から配置しておくことが必要です。

(3) 専門技術者（法第 26 条の 2）

元請として一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）を施工する場合で、その一式工事の中に他の専門工事（27 の専門工事）も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を持っているときは、その者が専門技術者も兼ねる。

又は

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として置く。

又は

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする。

- ◆ 他の専門工事が政令で定める軽微な工事に該当する場合は除きます。
- ◆ 要件が備わっていれば、主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

表：主任技術者及び監理技術者の職務 【監理技術者制度運用マニュアル】

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的工程管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（法第 26 条第 3 項、令第 27 条 1 項）

- ◆ 公共性のある工作物に関する請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請・下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、原則、他の工事現場との兼任はできません。

ただし、一定の条件を満たす場合は兼任することができます。

なお、専任の職務を勘案すると代表取締役の者が専任の技術者になることは適切でないため、専任の技術者になることはできません。

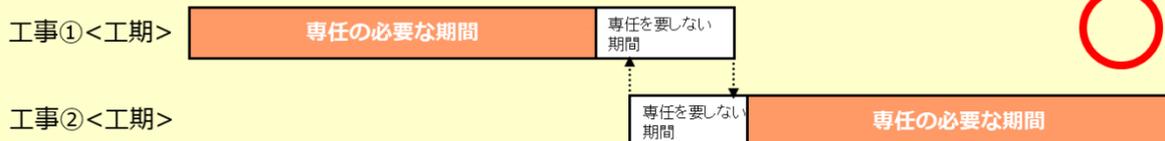
- ◆ 「専任」とは他の工事現場に係る職務を兼任せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点で踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないとされています。ただし、いずれの場合も監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除きます。なお、詳細については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（国土交通省通知）のとおりとします。

【専任】 他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的にその工事現場に係る職務にのみ従事していること

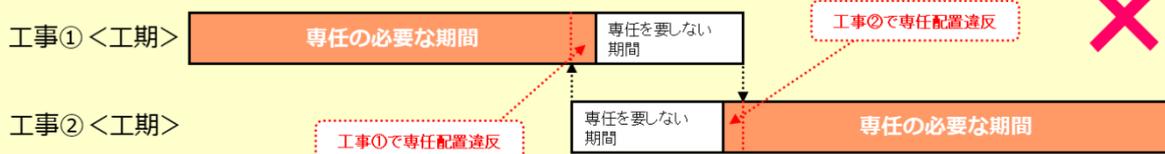
【常駐】 現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること

- ◆ 当初、非専任であった主任技術者及び監理技術者が設計変更により増額となり、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、専任となります。その結果、現在工事中の現場において兼任が認められなくなる可能性がありますのでご注意ください。
- ◆ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本です。たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。
 - ① 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

【ケース1】 専任を要しない期間のみ重複した場合 ※発注者との間で書面により、専任を要しない期間が明確にされていることが必要



【ケース2】 専任が必要な期間に重複した場合



4 専任の主任技術者又は監理技術者を兼任する場合（専任特例1号）

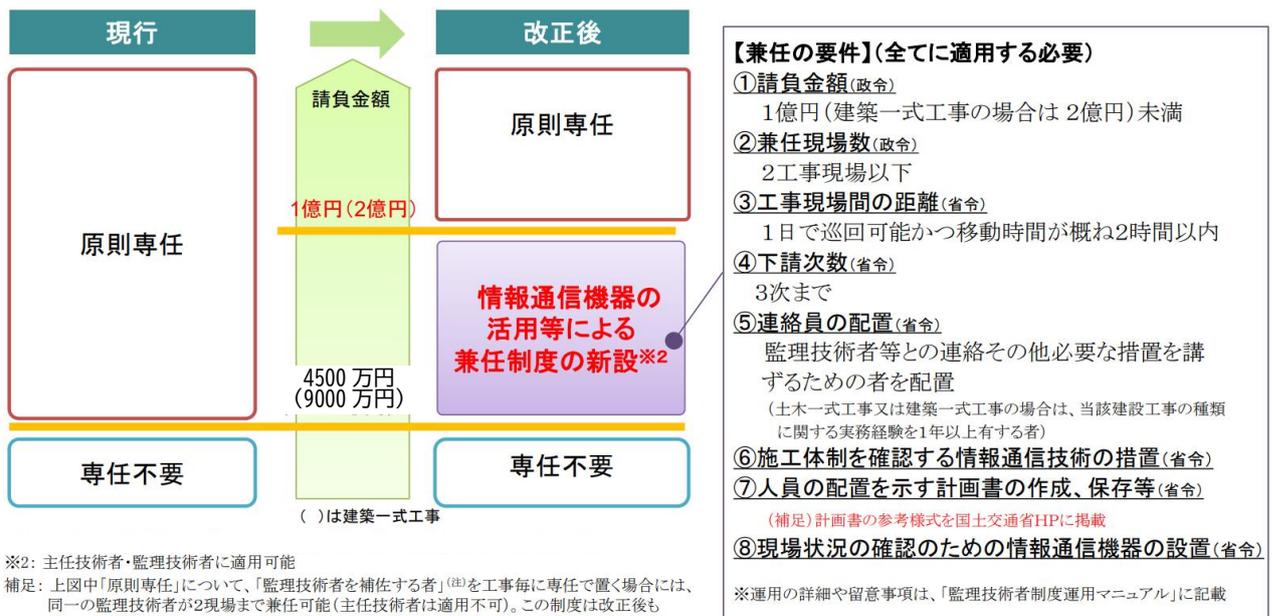
ただし書き（法第26条第3項、令第28条）
要件（規則第17条の2、規則第17条の3）
工事現場の数（法第26条第4項、令第30条）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、工事現場ごとに、専任の主任技術者又は監理技術者の配置を求められていますが、法第26条第3項ただし書きで認められる工事についてはこの限りでないといわれています。（専任特例）

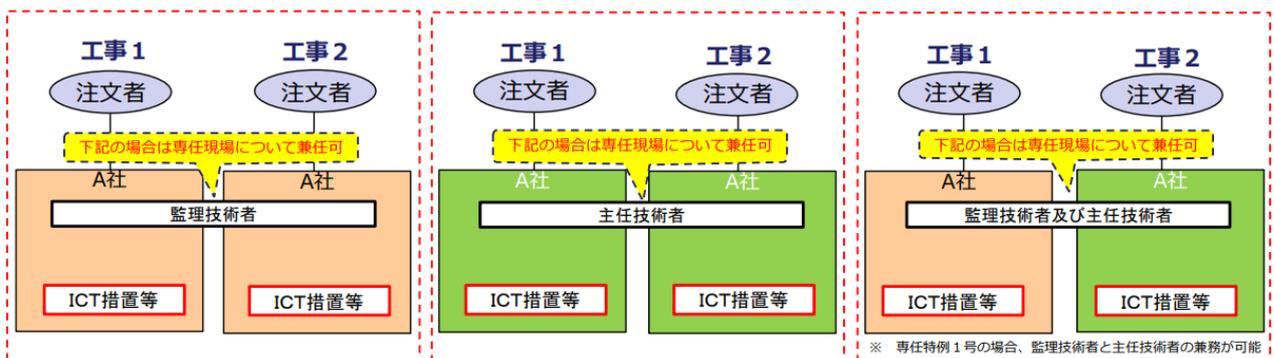
その場合、請負代金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）の兼任は、**別紙3**「専任を要する主任技術者（監理技術者）兼任（変更）通知書（専任特例1号）」を提出してください。

- ◆ 専任特例1号を適用する場合は当該工事と兼任する工事の発注者（真岡市以外）の承諾を得てください。

<国土交通省資料より抜粋>



※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能
補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」^(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。



- ◆ 「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼任することは可能ですが、専任を要しない工事現場についても、イ～キの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えないこととなっております。

また、連絡員は他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所技術者、現場代理人の連絡員及び代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）でない者から選任してください。

- ア それぞれの工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- イ 当該工事現場と営業所との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ウ 下請次数が3を超えていないこと。（3次下請まで）
- エ それぞれの工事現場に連絡員を配置すること。ただし、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員（現場代理人の連絡員は除く。）を兼任することは可能。
連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必須ではないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うこと。
- オ 当該工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS（建設キャリアアップシステム）又はCCUSとAPI連携（ソフトウェアの一部機能を共有する仕組み）したシステム（就業履歴データ登録標準API連携認定システム一覧参照）であることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能とする。
- カ 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
なお、電磁的方法によることも可能である。
- ・ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ・ 主任技術者又は監理技術者の氏名及び所属する営業所の名称
 - ・ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - ・ 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地及び当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称
 - ・ 当該建設工事の内容（法別表第1上段の建設工事の種類）
 - ・ 当該建設工事の請負代金の額
 - ・ 工事現場間の移動時間
 - ・ 下請次数
 - ・ 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載が必要）
 - ・ 施工体制を把握するための情報通信技術
 - ・ 現場状況を把握するための情報通信機器
- キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも可）

- ◆ 要件を満たしているかの確認については、現場着手時点において施工体制の点検を行います。
- ◆ 工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できないため、主任技術者または監理技術者を専任で配置しなければなりません。
- ◆ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼任することはできません。

現場に掲げる建設業の許可票については、次のとおりです。

「専任特例1号」を適用している場合は、「専任の有無」欄に記載要領2のとおり記載。

建設業法施行規則(国土交通省令) 様式			
↑			
25cm以上			
↓			
↑			
35cm以上			
↓			
↑			

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

<記載要領>
 2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」**、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
 4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

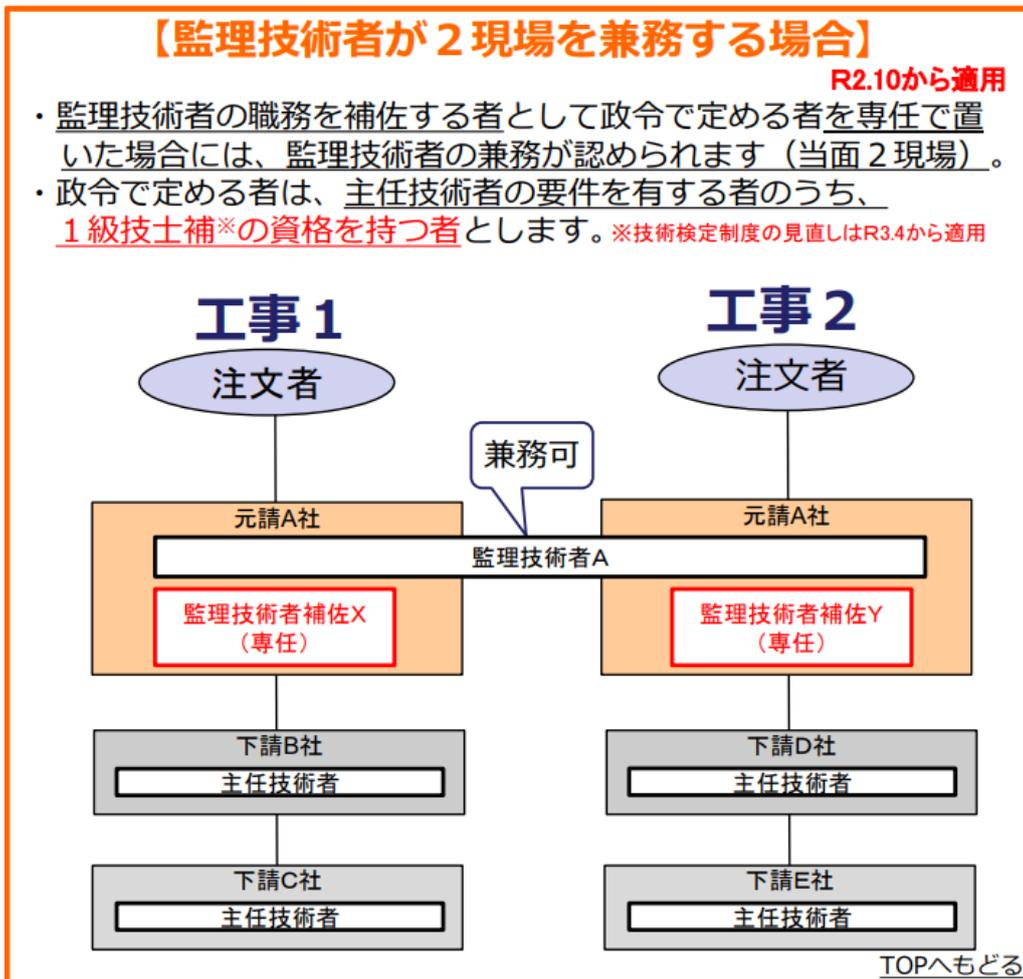
5 専任の監理技術者を兼任する場合（専任特例2号）

監理技術者補佐（法第26条第3項・4項、令第28条、令第29条、令第30条）
要件（規則第17条の2、規則第17条の3）

監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、2現場まで兼任できます。

- ◆ 監理技術者を兼任しようとする者は、別紙4「監理技術者兼任（変更）通知書（専任特例2号）」を契約時に、工事ごとに提出してください。提出の際、本通知書に併せて監理技術者補佐の資格証と雇用が確認できる書類の添付をしてください。
- ◆ 専任特例2号を適用する場合は当該工事と兼任する工事の発注者（真岡市以外）の承諾を得てください。
- ◆ 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされており、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2）に限ります。
 - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
 - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

<国土交通省資料より抜粋>



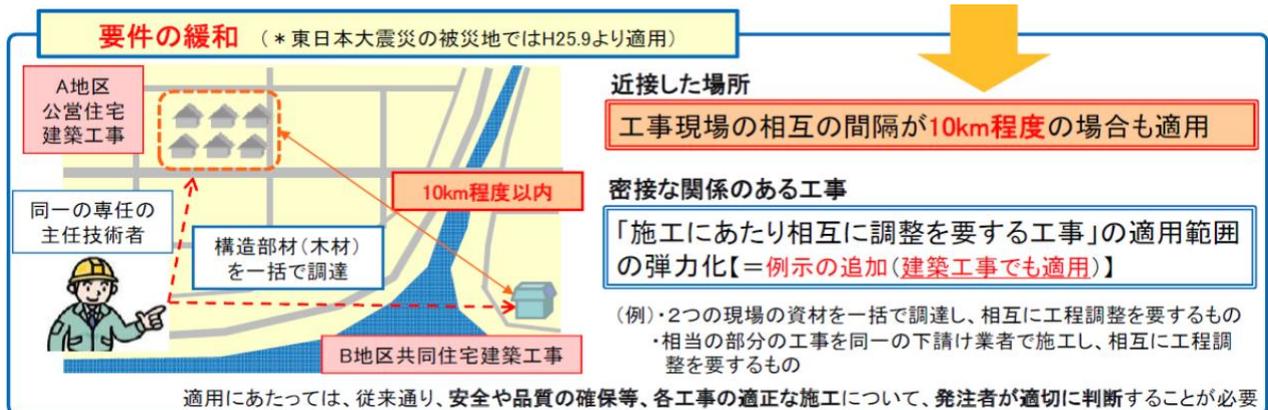
6 専任の主任技術者を兼任する場合（密接な関係のある2以上の建設工事）

（法第26条第3項、令第27条第1項・第2項）

建設業法施行令第27条第2項において、同条第1項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる、とされていることから、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（国土交通省通知）及び「令和元年台風第19号に係る災害復旧工事等の円滑な実施等について」（栃木県通知）を準拠し、真岡市（市内土地区画整理組合含む。）が発注する工事で、2現場まで、専任の主任技術者の兼任を認めることとします。その場合の兼任は、**別紙5**「専任を要する主任技術者兼任（変更）通知書（令第27条第2項）」提出してください。

- ◆ 令第27条第2項は主任技術者のみ適用されます。（監理技術者には適用されない。）
- ◆ 適用にあたっては真岡市の場合、建築一式工事を除く（建築一式工事の専任は9,000万円以上のため）4,500万円以上7,000万円未満（7,000万円以上は監理技術者の配置が必要なため）の建設工事が対象となります。

<国土交通省の場合>



7 現場代理人（法第 19 条の 2 第 1 項、契約約款第 11 条）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であり、工事現場に常駐することが契約約款において求められています。

よって、受注者の代理人であることから、代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）及び代表取締役から入札参加資格申請時において委任を受けたもの（受任者）は現場代理人になることはできません。また、現場に常駐することが求められているため、代表取締役や受任者の職務と兼任することが適切でないことも理由のひとつとなります。

昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされました。

（現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について：平成 23 年 11 月 14 日付国土建第 161 号）

◆法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については規定されていません。

しかし、真岡市では、建設工事請負契約約款により、現場代理人について次の条件を規定しています。

真岡市建設工事請負契約約款第 11 条

2 現場代理人※1は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐※2し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。※3

※1 現場代理人は、資格等の条件は規定していないので、一定の資格を有する技術者でなくてもかまいません。

※2 現場代理人は、工事現場に「常駐」の必要が明示されている趣旨に基づき、同一工事の主任技術者又は監理技術者との兼任は可能ですが、原則として他の工事（下請工事も含む）の現場代理人や配置技術者になることはできません。

※3 原則、常駐が必要ですが常駐義務の緩和ができることになっています。

ただし、兼任を認めた工事において、後述事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

◆「現場代理人の常駐義務の緩和」について、真岡市は次のとおり取扱うこととします。

①工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととします。

- ・工事の全部の施工を一時中止している期間
- ・契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ・工場製作のみが行われている期間
- ・工事現場で作業が行われていない期間

②他の工事との兼任を認める措置

真岡市又は市内各土地区画整理組合の発注する工事（注：栃木県や他市町村等の工事との兼任は認めません。）で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。

- ・3現場までの兼任（本体に附帯する工事は除きます。）
- ・市内一円の道路等維持管理業務等（場所が特定されていないもの）の業務主任技術者（又は現場代理人）との兼任
- ・本体工事に附帯する随意契約による附帯工事との兼任

※本体工事と附帯工事に係る別紙6「現場代理人兼任（変更）通知書」は必要となるが、本体工事が専任を要する場合に提出する別紙7「現場代理人連絡員選任（変更）通知書」は、本体工事と同一現場のため提出を要しない。

※当該本体工事と他の本体工事を兼任する場合に通知する別紙6「現場代理人兼任（変更）通知書」には、附帯工事は本体工事の附帯であることから別紙6に附帯工事の記載は不要する。

なお、兼任する工事の予定価格が4,500万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（「連絡員」という。）を選任し、常駐させること。

◆現場代理人を兼任しようとする者は、別紙6「現場代理人兼任（変更）通知書」を契約時に、工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。

また、予定価格4,500万円以上の場合の兼任は、別紙7「現場代理人連絡員選任（変更）通知書」を提出してください。

なお、営業所技術者及び特定営業所技術者は、県及び国による建設業の許可により営業所に専任が求められていることから、職務として常駐が求められている現場代理人を兼任することは望ましくありません。（栃木県では認められておりません。）

◆現場代理人を兼任する場合は次の事項を遵守してください。

- i) 現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。
- ii) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
- iii) 現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実にを行うことが出来る体制をとること。

◆他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所専任技術者、代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）及び代表取締役から入札参加資格申請時において

委任を受けたもの（受任者）でない者から選任してください。

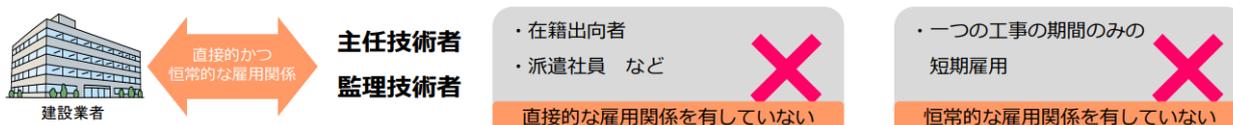
連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必須ではありませんが、運営管理の最終的な責任は受注者が負うことになります。現場代理人の連絡員は常駐が求められていることから、専任を要する主任技術者（又は監理技術者）の兼任にともなう連絡員との兼任はできません。

8 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（注：各連絡員は除く）については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない者（在籍出向者や派遣社員等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない者（工事期間のみの短期雇用）

○主任技術者又は監理技術者は、工事を請け負った企業との間で**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあることが必要です。



- ◆ 「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省通知）において、特に現場ごとに専任が義務付けられる主任技術者等については、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある」ことを必要としています。

なお、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

- ・一般競争入札 = 入札参加申請日
- ・指名競争入札 = 入札の執行日
- ・随意契約 = 見積書の提出日

- ◆ 栃木県土木工事共通仕様書においては、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある技術者を配置しなければならない。」とされています。

- ◆ 直接的な雇用関係の考え方及び恒常的な雇用関係の考え方についての詳細は、監理技術者制度運用マニュアルを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tkl_000002.html

9 共同企業体（JV）と技術者等

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことを言います。

- ◆ 共同企業体の種類としては、特定建設工事共同企業体（特定JV）、経常建設共同企業体（経常JV）、地域維持型建設共同企業体（地域維持型JV）及び復旧・復興建設共同企業体（復旧・復興JV）がありますが、本市では真岡市建設共同企業体取扱要領により特定JV及び経常JVが規定されています。

特定JV（特定建設工事共同企業体）	経常JV（経常建設共同企業体）
○特定の工事の施工を目的として、工事ごとに結成 ○工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散	○中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成
○対象となる工事は、大規模で技術的難易度の高い工事	○発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格者として登録
○共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きい者で、出資比率は構成員中最大	○共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定

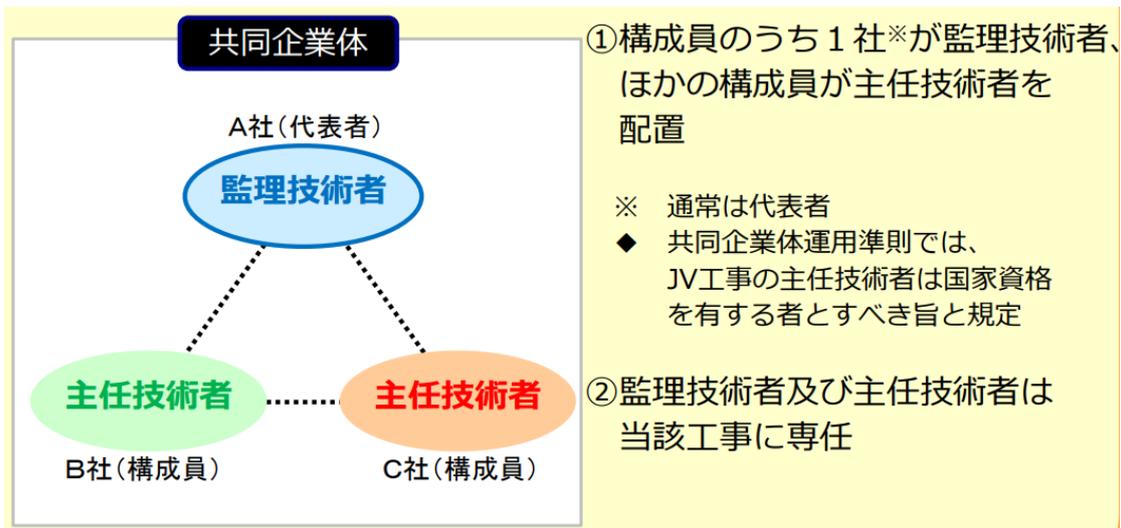
- ◆ 施工方式としては、甲型共同企業体及び乙型共同企業体があります。
甲型共同企業体及び乙型共同企業体という名称は、使用する標準的な共同企業体協定書＜甲・乙＞の区別に従ったものからきています。
本市の場合、甲型JVを主に採用しております。乙型JVは受注機会拡大のため分離分割発注を主に採用していることから特別な案件を除き採用は限定的です。

甲型JV（共同施工方式）	乙型JV（分担施工方式）
○全構成員が、各々あらかじめ定めた出資割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出して、一体となって工事を施工する方式	○各構成員間でJVで請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれが担当する工区の工事を責任を持って施工する方式

- ◆ 特定JVが建設工事を施工する場合は、下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、又は予定価格7,000万円以上（真岡市の場合）となる場合は、代表者が監理技術者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者を専任（建築一式工事の場合は9,000万円以上の場合専任）で配置しなければなりません。

なお、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

<一般的な例>



- ◆共同企業体については、真岡市建設共同企業体取扱要領のとおりです。

<https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/somu/gyomu/nyusatsu/7/24231.html>

10 特定専門工事における主任技術者の配置義務の特例（法第26条の3、令第30条）

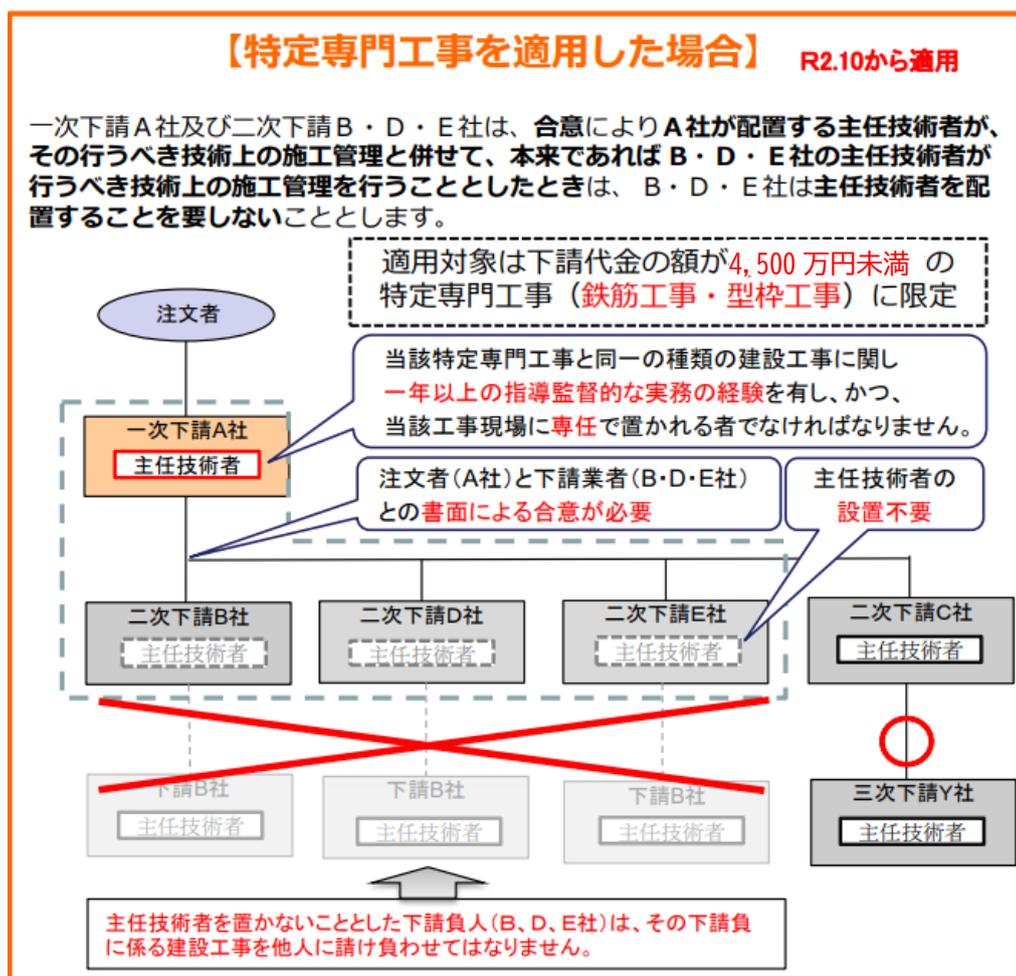
下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円未満の特定専門工事については、元請負人があらかじめ、注文者の書面による承諾を得たうえで、元請負人と下請負人（建設業者に限る。）が書面により次の内容について合意を得た場合、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができます。その場合、下請負人の主任技術者の配置は要しません。なお、主任技術者を置かないこととした下請負人は、再下請負させることはできません。

- i) 特定専門工事の内容
- ii) 当該元請負人が置く主任技術者の氏名
- iii) その他国土交通省令で定める事項

下請負人の主任技術者の代わりに職務を行う元請負人の主任技術者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- i) 特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して1年以上の指導監督的な実務経験を有すること。
- ii) 当該特定専門工事の工事現場に専任とすること。

※1 特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定め、型枠工事と鉄筋工事をいいます。



1 1 建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

- ◆ CCUSは、技能者ごとのIDが付与されたCCUSカードを基に、いつ、どの現場に、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのかを就業履歴として電子的に記録・蓄積します。並行して資格の取得や講習の受講履歴など、技能・研鑽の記録を登録します。CCUSに登録された情報を元に、一人ひとりの技能者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらに人材育成に努め優秀な技能者をかかえる専門工事業者の施工能力を見える化することで、建設業界が健全に維持されることを目指しています。
- ◆ CCUSのメリットとしては次の点があります。
 - ・技能や経験などを客観的に証明できるため、適正な処遇を受けやすくなる。
 - ・労務安全管理、作業員名簿の作成や建退共手続きなど事務作業の効率アップ。
 - ・健康被害・事故・賃金不払い等の際の身を守るための就業証明ができる。
 - ・事業者登録及び現場利用により公共工事での評価アップが可能。
 - ・下請事業者は元請事業者に対して自社のアピールができ受注機会の拡大が可能。
- ◆詳細は国土交通省ポータルサイトを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

第2 配置技術者等の変更について

1 現場代理人の変更

契約期間中に現場の運営や取締りの責任者である現場代理人を変更することは、適正な契約履行の確保の観点から好ましくありません。よって、当該工事が完成するまでは、原則として変更を認めません。

ただし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

2 配置技術者の変更

「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省通知）に基づき、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐）の変更は、原則として認めません。

ただし、受注者からの協議により、例外的に変更を認める基準を満たし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

(1) 工事現場の専任義務を要する工事の場合

請負代金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）については、法により工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のア～クのいずれかに該当し、かつ、下記（3）の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

ア 死亡したとき

イ 傷病、被災、出産、育児、介護等により変更が必要であると認められるとき

ウ 人事異動により配置が不可能であると認められるとき

エ 退職したとき（会社側の都合によるものを除く）

オ 発注者の責めによる工期延長（工事中止等による大幅な工期延長の場合）

カ 現場条件による工期延長（工事中止等による大幅な工期延長の場合）

キ 工場製作を含む工事（工場から現地へ工事現場が移行する場合）

ク 長期間工事（一つの契約工期が多年に及ぶ工事）

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事の場合

請負代金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の工事（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）については、下記（3）の条件を満たしていれば、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

①交代の時期が工程上一定の区切りと認められること

②交代前後における技術者の資格及び技術力が、同等以上に確保されること

③一定期間の重複配置により、工事の持続性及び品質が確保されること

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、 管、鋼構造物、舗装、電気、造園			指定建設業以外 （左記以外の22業種）		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な 技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の 技術者制度	元請工事における 下請代金額合計	5,000万円以上 （※1）	5,000万円未満 （※1）	5,000万円以上は 契約不可（※1）	5,000万円以上 （※1）	5,000万円未満 （※1）	5,000万円以上は 契約不可（※1）
	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者（10年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者（10年以上）	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負代金額が4,500万円（※2）以上となる工事					
	監理技術者 資格者証の必要性	国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合：8,000万円

※2 建築一式工事の場合：9,000万円

注) 技術者の現場専任については、真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替えて運用している。

法令等	資格区分	土木一式	建築一式	大工	左官	アール・レンガ・ブロック・H・H・C・Q・R	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しんじょう	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	土木一式	建築一式	水産施設	消防施設	汚濁施設	解体	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種 電気工事士																														
	第2種 電気工事士								3																						
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)								5																						
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																					5									
電気通信事業法 (工事担当者)	工事担当者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8) 工事担当者(総合通信)の交付を受けた者(注8)																					3									
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級 建築大工																														
	2級 建築大工		3																												
	1級 型枠施工																														
	2級 型枠施工		3			注9																									
	1級 左官																														
	2級 左官				3																										
	1級 とび																														
	2級 とび																														3
	1級 コンクリート圧送施工																														
	2級 コンクリート圧送施工																														
	1級 フェルボイント施工																														
	2級 フェルボイント施工																														
	1級 冷凍空調機械施工																														
	2級 冷凍空調機械施工										3																				
	1級 配管(選択科目「建築配管作業」)																														
	2級 配管(選択科目「建築配管作業」)										3																				
	1級 タイル張り																														
	2級 タイル張り											3																			
	1級 塗付																														
	2級 塗付											3																			
	1級 ブロック建築																														
	2級 ブロック建築							3				3																			
	1級 石材施工																														
	2級 石材施工							3																							
	1級 鉄工																														
	2級 鉄工												3																		
	1級 鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																														
	2級及び3級 鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)													3																	
	1級 工場板金																														
	2級 工場板金																														
	1級 建築板金「ダクト板金作業」																														
	2級 建築板金「ダクト板金作業」							3			3																				
	1級 建築板金「ダクト板金作業」以外																														
	2級 建築板金「ダクト板金作業」以外																														
	1級 かわらぶき																														
	2級 かわらぶき								3																						
	1級 ガラス施工																														
	2級 ガラス施工																														
	1級 塗装																														
	2級 塗装																														
	路面標示施工																														
	1級 畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	2級 畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	1級 熱絶縁施工																														
	2級 熱絶縁施工																														
	1級 建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
	2級 建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
1級 造園																															
2級 造園																															
1級 防水施工																															
2級 防水施工																															
1級 さく井																															
2級 さく井																															

主任技術者実務経験経歴書

ふりがな 技術者氏名		生年月日	年 月 日
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 イ (指定学科卒業+実務経験) ロ (10年以上の実務経験) ハ (資格+実務経験) ※実務経験が必要な場合のみ		
実務経験業種	工事	実務経験年数	年 月
卒業指定学科 (イの場合)	(学校名) (学科名) 年 月 卒業 ※卒業を証明する書類を添付すること。		
資格の名称 (ハの場合)			
実務経歴	実務経験の内容	所属会社名	実務経験期間
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
			自 年 月 至 年 月 年 箇月
		合計年数	満 年 箇月

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

真岡市長

様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

※営業所技術者等が予定価格 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円）の建設工事（ただし、土木一式工事又は建築一式工事に限る。）の連絡員となる場合は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くことが求められていることから、別紙 1主任技術者実務経験経歴書を提出すること。

- ・連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、建設業法第 7 条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方とする。
- ・様式中、「技術者氏名」を「連絡員氏名」とみなし、「生年月日」、「法該当区分」、「卒業指定学科」、「資格」の名称の欄は使用しない。

主任技術者実務経験経歴書

ふりがな 技術者氏名	もおか こたろう	生年月日	昭和50年12月1日		
	真岡 子太郎				
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 <input type="radio"/> イ (指定学科卒業+実務経験) <input checked="" type="radio"/> ハ (10年以上の実務経験) <input type="radio"/> ハ (資格+実務経験) ※実務経験が必要な場合のみ				
実務経験業種	舗装 工事	実務経験年数	10 年 月		
卒業指定学科 (イの場合)	(学校名) (学科名)	記載例			月 卒業
※卒業を証明する書類を添付すること。					
資格の名称 (ハの場合)					
実務経歴	実務経験の内容	所属会社名	実務経験期間		
	建設業許可申請の手引の実務経験証明書に準じる。	(有)真岡市役所建設	自 25年 4月 至 26年 3月	1年 箇月	
他の業種に係る実務経験として既に使用した期間と重複して記入することはできません。	栃木県県道○○○○○線舗装工事 他30件	(有)真岡市役所建設	自 26年 4月 至 27年 3月	1年 箇月	
	真岡市亀山北土地区画整理事業舗装工事 27-1号 他25件	(有)真岡市役所建設	自 27年 4月 至 28年 3月	1年 箇月	
	真岡市中郷・萩田土地区画整理事業舗装 工事28-2号 他20件	(有)真岡市役所建設	自 28年 4月 至 29年 3月	1年 箇月	
	真岡市公共下水道舗装復旧工事3号	(有)真岡市役所建設	自 29年 4月 至 30年 3月	1年 箇月	
		(有)真岡市役所建設	自 30年 4月 至 31年 3月	1年 箇月	
	栃木県県道○○○○○線舗装修繕工事 他24件	(有)真岡市役所建設	自 31年 4月 至 2年 3月	1年 箇月	
	真岡市○○○○○駐車場舗装工事 他28件	(有)真岡市役所建設	自 2年 4月 至 3年 3月	1年 箇月	
	真岡市亀山北土地区画整理事業舗装工事	(有)真岡市役所建設	自 3年 4月 至 4年 3月	1年 箇月	
工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含めない。	舗装	(有)真岡市役所建設	自 4年 4月 至 5年 3月	1年 箇月	
			自 年 月 至 年 月	年 箇月	
			自 年 月 至 年 月	年 箇月	
合計年数			満 10 年 箇月		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

真岡市長

様

住 所 栃木県真岡市荒町〇-〇-〇
 商号又は名称 (有)真岡市役所建設
 代表者の氏名 代表取締役 真岡 太郎

営業所技術者等と専任を要する主任技術者（監理技術者）兼任（変更）通知書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、営業所技術者等と専任を要する主任技術者（監理技術者）の兼任を通知します。

記

契約した 営業所	営業所名 営業所技術者等名	
主任技術者 (監理技術者)	氏 名 連 絡 先	— —
兼任する工事	連 絡 員 氏 名	
	連 絡 員 連 絡 先	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※予定価格 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上、かつ、予定価格 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満の建設工事を主任技術者（監理技術者）が兼任する場合、通知が必要です。

※連絡員は他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所技術者及び代表取締役でない者から選任してください。

※連絡員は各工事に置く必要がありますが、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員（現場代理人の連絡員は除く。）を兼任することは可能です。

※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に配置してください。（別紙1 主任技術者実務経歴書を添付）

※1部作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。

専任を要する主任技術者（監理技術者）兼任（変更）通知書（専任特例1号）

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、専任を要する主任技術者（監理技術者）の兼任を通知します。

記

主任技術者 (監理技術者)	氏 名 連 絡 先	— —
兼任する工事 (1)	連絡員氏名	
	連絡員連絡先	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	連絡員氏名	
	連絡員連絡先	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※注意事項が裏面にあります。

※予定価格 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上、かつ、予定価格 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満の建設工事を主任技術者（監理技術者）が兼任する場合、通知が必要です。

なお、兼任する他の工事現場（専任でない場合も含む）についても連絡員が必要となります。

※連絡員は他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所技術者及び代表取締役でない者から選任してください。

※連絡員は各工事に置く必要がありますが、同一の連絡員が複数の建設工場の連絡員（現場代理人の連絡員は除く。）を兼任することは可能です。

※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に配置してください。（別紙 1 主任技術者実務経歴書を添付）

※兼任する工事の数の通知書（2 部）を作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。

監理技術者兼任（変更）通知書（専任特例2号）

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、監理技術者の兼任をしたいので通知します。
また、兼任に伴い監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置します。

記

監理技術者	氏 名 連 絡 先	— —
兼任する工事 (1)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※監理技術者を補佐する者については、資格と雇用が確認できる書類を添付してください。

※兼任する工事の数の通知書（2部）を作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。

専任を要する主任技術者兼任（変更）通知書（令第27条第2項）

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、専任を要する主任技術者の兼任を通知します。

記

主任技術者	氏 名 連 絡 先	— —
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※専任を要する予定価格 4,500 万円以上 7,000 万円未満の建設工事を主任技術者が兼任する場合、通知が必要です。

※兼任する工事の数の通知書（2部）を作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。

現場代理人兼任（変更）通知書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、現場代理人の兼任を通知します。

記

現場代理人	氏 名 連 絡 先	— —
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (3)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※予定価格 4,500 万円以上の建設工事を現場代理人が兼任する場合、連絡員を配置する必要があります。

※兼任する工事の数の通知書（2部又は3部）を作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。

現場代理人連絡員選任（変更）通知書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、現場代理人が現場に不在となる間に現場の運営・取締りを行うことができる者（連絡員）を工事現場に常駐させるため、通知します。

記

現場代理人	氏 名 連 絡 先	— —
連絡員	氏 名 連 絡 先	— —
対象工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日～ 年 月 日

※予定価格 4,500 万円以上の建設工事を現場代理人が兼任する場合、連絡員を配置する必要があります。

※連絡員は他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者、特定営業所技術者、専任を要する主任技術者（監理技術者）の連絡員及び代表取締役でない者から選任してください。

※専任を要する主任技術者（監理技術者）の兼任にともなう連絡員との兼任はできません。

※1部作成してください。

※連絡先は現場不在でも連絡が取れる連絡先を記載してください。